

# 仕 様 書

1. 修 繕 名 市川市こども発達センター昇降機修繕
2. 施 工 場 所 市川市大洲4丁目18番3号
3. 施 工 期 間 令和3年5月24日から令和3年9月30日まで
4. 作 業 時 間 午前9時から午後5時まで
5. 担 当 部 署 市川市こども政策部発達支援課(市川市こども発達センター内)  
住所：市川市大洲4丁目18番3号 電話：047-370-3561

## 6. 施工の概要

本修繕は、こども発達センター昇降機の修繕を行うものである。

### (1) 修繕対象機器

- ①製造会社 : 東芝エレベータ株式会社
- ②形 式 : ロープ式・機械室なし
- ③設置年月 : 検査済証番号 第 H23 計済昇降市川市 00004 号  
検査済証交付年月日 H24 年 1 月 30 日
- ④用 途 : 乗用兼車いす用
- ⑤定 員 : 11名
- ⑥速 度 : 45m/分
- ⑦停止箇所 : 1階から3階(3箇所)
- ⑧付加装置 : 地震時・火災時管制運転、停電時自動着床運転、車いす仕様、点字表示盤、音声アナウンス機能

### (2) 修繕内容

- ①停電管制運転ユニット交換
- ②停電灯バッテリー交換
- ③インターホンバッテリー交換

## 7. 提出書類

- (1) 別紙1 内訳明細書
- (2) 別紙2 エレベータ位置図
- (3) 別紙3 対象施設位置図
- (4) 別紙4 完了届(市指定用紙)

## 8. 施行上の留意事項

- (1) 受注者は、原則として国土交通省公共建築工事標準仕様書(機械工事設備工事編)に基づいた施工基準をみたさなければならない。

- (2) 本修繕の施工については、事前に施工計画書、工程表、使用材料届を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、施工開始及び完成は文書により、速やかに届け出なければならない。
- (4) 受注者は、使用材料の納品時・施工中・施工後の状況を撮影して、写真にて報告するものとする。
- (5) 受注者は、施工材料等の現場納品時に監督職員による立会い確認を行い、承諾を得てから施工を行わなければならない。
- (6) 受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督職員の指示を受けなければならない。
- (7) 受注者は、常に安全対策に留意し「労働安全衛生規則」等に定める現場管理を行うとともに、その他の関連法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (8) 受注者は、施工場所が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けて、その区域を適切に防護するとともに立ち入り禁止表示の処理を講じなければならない。
- (9) 十分本修繕にあたり、既施設・設備等に損傷・汚れ等が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し、受注者の負担により原形に復旧しなければならない。
- (10) 前各号に定める場合のほか、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。
- (11) 受注者は、本修繕にあたり、関係管公署、その他関係機関への必要な届出・手続き等がある場合は遅延なく行うこと。
- (12) 受注者は、本修繕により発生した廃棄物について、受注者の責任において適正に処分すること。
- (13) その他、ここに定めのない事項については、発注者と受注者はの協議によって決定するものとする。

## 9. 検査

検査については、工期内に完了届とともに全ての書類が提出された日から10日以内に受注者立会いのうえ、受けなければならない。ただし、特別な理由により立会いができない場合はこの限りではない。

工区を分けて施工した場合、完成した工区ごとに市の確認を受け、使用可能な状態とすること。

## 10. 契約不適合責任

発注者は、本契約による作業の結果が、約款及び仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、認識した時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の補修を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。